

議事日程第3号

平成27年12月9日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番、8番）

日程第3 議案の委員会付託 1件

議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ く り 課 長 可 児 英 治	重 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 金子 文 仁

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 高山由行君、6番 山口政治君の2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、町政一般に対する質問を行います。受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

おはようございます。

お許しをいただきましたので、質問をします。

私の質問は、ぼっぼかんの活用についてです。

ぼっぼかんは、現在子育て支援の拠点施設として活用されております。支援の中に、ことばの教室があります。ここでは、発達に心配のある、いわゆる発達障害の子供たちへの療育や相談を行っています。

御嵩町の発達障害への支援は、保健センターでは1、2歳児を対象にわいわい広場、園児にはことばの教室、小学校では支援学級やかがやき学級など、他市町村と比べても手厚く対応していただいております。感謝しているところではありますが、発達障害は、早い段階で気づき療育をすれば、症状はかなり改善され、普通の生活に近いレベルになる子も多くあります。

また、このごろは発達障害ではないのに発達障害のような出方をしている子もふえていますと

カウンセラーの先生もおっしゃって見えまして。このようなケースでは見きわめが大切で、対処の仕方も発達障害とは違ってきます。現場での見きわめがとても重要になってくるかと思えます。

ことばの教室では、現在31名の入級者と25名の継続相談者を2人の職員でこなしています。このごろ専任の館長がいなくなり、役場職員が館長を兼務している関係で館の仕事もふえ、本当はもっと見てあげたいんだけど、どうしても回数が少なくなると困って見えまして。

近年、30年以上勤務したベテランの方が退職され、後を任された方も7年で異動になりました。現在、主で仕事をしてみえる方は3年目です。7年で異動になりましたが、7年という長いようですが、発達障害に関しては、1から勉強してだと5年でやっとひとり立ちできるぐらいだと今までかかわってきた人は言ってみえます。

職員の異動はどのように考えてみえますでしょうか。短年数での異動、専任館長の不在は、せっかくここまで整ってきたことばの教室のレベルを下げることにもなりかねません。これには正規の保育士の数が少ないことが問題の根幹にあるように推察しますが、現在保育士の割合はどれぐらいでしょうか。また、この現状をどのように考えてみえますでしょうか。

また、発達障害の子への支援は年齢・学年で区切るのではなく、どこか1カ所が主体となり記録を管理し、継続した療育が施されていくのが理想ですが、ぽっぽかんに専門職の常勤職員を置き、発達障害への拠点とすることはできないでしょうか。専門家のもとで勤務し、勉強した人が園に戻ることで、ほかの保育士も知識の共有ができたり、身近に相談できる人がいることで現場での対応のレベルも上がり、保育士たちの育ちにつながると思います。

現在、保健センター、ぽっぽかん、小学校へとつなぐラインはできていますが、所轄の違いからか学校へはどうしても遠慮があり、十分に話ができているように見受けません。また、中学校になったからといって発達障害への対応が軽くなるものでもありません。中学校ではかがやき教室のような専門の場所がないので、支援学級、相談室、保健室での対応にならざるを得ないと思いますが、専門職の方が町にいれば、きめ細かく先生方の相談に乗ることも、子供たちへの対応もふえてくるのではないのでしょうか。

子供が自立して社会生活を営めるようになることは、本人や家族にとりとても重要なことです。連携した支援を継続的に受けることで、一人でも多くの子が自立した生活を送れるようになることを望みます。そのためにも、ぽっぽかんに専門職を常勤として置き、発達障害の支援の拠点として位置づけることはできないかをお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

おはようございます。

安藤雅子議員の御質問にお答えいたします。

まず、御嵩町における発達支援体制でございますが、議員の御紹介にもあったように、年齢順では保健センターで実施しています赤ちゃん訪問から始まりまして、乳児健診、その後7カ月、10カ月、1歳6カ月、2歳、3歳、4歳児と、それぞれの発達段階での言葉や情緒、運動、社会性に合わせた発育確認や身体計測、個別相談を実施しております。

また、発達が心配なお子さんについては、言葉や行動、情緒などの発達検査や支援相談を行う発達相談のほか、保健師や栄養士が個別相談を行う育児相談など、年齢別・クラス別に分かれて集団活動を通じてフォローを行うわいわい広場、保育園や幼稚園を対象とした巡回相談、そしてぽっぽかんにある言葉や行動の気になる児童を対象に個別相談と指導を通級時間割制で実施していることばの教室がございます。

それぞれに専門の資格や研修を受けたスタッフが相談や指導に当たっておりますが、単独で支援を行うのではなく、子供の発育に合わせた横の連携をとり合いながら支援を実施しております。

さて、議員の御質問の第1番目、職員の異動についての考えでございますが、ことし3月の定例会において岡本議員からの一般質問、専門的知識のある職員の配置についてに対しまして、額副町長から答弁を要約で引用させていただきます。

住民サービス向上のためには、専門的知識に精通した職員の適材適所を見きわめた配置を考える一方で、自分の専門分野以外から自分を見詰め直す機会を持たせることにより、専門職としてのさらなる向上と行政職として幅広い視野や知識を習得させるため、定期的な人事異動により育成し、その後専門分野に戻している。組織力の向上とともに、職員個々の能力向上を図っていくことが重要であるとの答弁でした。

私、民生部長には人事異動に関する権限はございませんが、現場のスタッフ配置を考慮する上では、職員の将来性を考慮し、現存の職員数で最大限の効力が発揮できるような体制づくりを考えております。

次に第2番目の質問、現在の正規保育士の割合についてですが、町立保育園3園のスポット保育士を除く全保育士数35人のうち正職員数は11人、率にして31.4%でございます。ただし、このうち10人は発達に心配がある園児を支援するためのいわゆる加配保育士であること、また正規職員のうち現在2名が産休・育休中であるため臨時職員を充てていること、これらを除けば正規職員率は52%です。

これは決して理想的であるとは言えないレベルではありますが、現在保育園の老朽化問題を前に、その運営体制を公立か民営化するかを検討課題として抱える本町の保育行政を配慮すれ

ば、仮に民営化となった場合に正規保育士を他の園などに異動しなければならないという将来を見据えての割合数値でないかと理解しております。

最後に、第3番目の質問でありますことばの教室へ常勤の専門職を置くことについては、現時点では予定しておりません。発達支援にかかわる職員の専門資格は、例えば理学療法士、臨床発達心理士、言語聴覚士などが考えられますが、現状の体制においても個別相談や指導事業、発達検査や診断など、定期的・継続的に専門職員をお願いして、その知識や経験からのアドバイスを含め、支援を実施しております。

議員御指摘のように、ぽっぽかんの一定した場所・施設に専門職を常勤として置くことも一つの方策ではありますが、個別の支援事業にとどまるのではなく、町の発達支援組織の中で児童の成長に合わせた支援を連携させ、調整していくコーディネート役の配置も重要な課題であります。

今年度は、子供の発達支援の充実として出産・子育てから自立・就労までのライフステージに応じたつなぐ支援を提供していくため、ことばの教室を核としたニーズ調査と専門的な分析を地方創生先行型交付金事業の補助を活用して進めております。

今後とも、子供の発達に合わせた縦のつなぐ支援と、保健センターやことばの教室、保育園、幼稚園、学校など組織連携での横のつなぐ支援をバランスよく、効率よく実施できる仕組みづくりを検討していきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

正規職員は、保育園のこれから民営か公営でやるのかがまだはっきりしない段階で今以上になかなかふやすことは難しいという御回答、とてもよく理解できますが、やはり正規職員と臨時の職員では、こう申しては何ですが責任の持ち方に違いがあるような気がします。できれば正規職員をふやして、子供たちへの対応をしていっていただきたいなあというふうに思っております。

あと、今、組織の中で連携するコーディネートが重要ですということをおっしゃいました。今もコーディネートをするような役についてみえる方はいらっしゃいます。いろんな方から、私このたびお話を聞いてきました。ですが、一番肝心なことは、やはり身近にいつでも相談できる方がいないということが、現場の方やいろいろ携わってみえる方の中では問題になってい

るように感じます。ぜひそういうことができる体制をつくっていただきたいと思います。

今回は発達障害を中心とした質問ですが、子供たちというのは町の宝でもあり、将来を担う貴重な人材です。発達障害だけでなく、不登校や引きこもりへの対応は義務教育が終わると途切れてしまうというのではなく、子供が自立できるまでのサポートを受け続けることができる専用の窓口があり、継続した相談ができるシステムというものがとても重要と考えます。ぜひこういうシステムをつくっていただけることを望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、12番 谷口鈴男君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

12番（谷口鈴男君）

議長の許可を得ましたので、さきに通告をしておきました2点につきまして質問をさせていただきます。

まず最初でございますが、リニア中央新幹線事業における建設発生土の活用について町長の所見を問うものであります。

J R東海が2027年に開業を予定するリニア中央新幹線の建設に伴う岐阜県内の建設発生土量1,280万立方メートルのうち約940万立方メートルについて、公共事業などへの活用を想定し、県に対して建設発生土の活用を求めています。このため、県は平成26年2月、沿線市町、国及び県の現地機関等から成るリニア中央新幹線建設発生土活用連絡調整会議というものを設置し、建設発生土の活用についての情報共有を図り、これまで8回にわたる会議を開催されてきております。そして、つい先日、これは11月25日だと思いますが、これらの問題を含めて、古田知事と我が町の町長も含めますが、東濃6市町の首長が岐阜県駅について駅周辺整備と自治会との連携を進めるようJ R東海に求める要望書を提出されております。要望書には、計画どおりに着実な整備、騒音や振動などの環境対策を地元の意向に配慮して進めることなど、7項目にわたって盛り込まれております。

我が御嵩町にありましては、東南部の一部に路線が予定されております。特に、押山地区では地表に出る構想の中で、工事期間中に入れば建設工事に伴う建設発生土の搬出、また湧水の処理等に利用される可能性があります。それと同時に、町は民間事業という種目で2カ所の建設発生土活用の申し込みをされておりますけれども、今日までのその経緯、そして今後の見通し及びその対応について、町の活性化との関連性の中で町長としての考え方をここでお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

おはようございます。

谷口議員より、リニア中央新幹線事業に係る建設発生土の活用について、これまでの経緯と今後の見通しと対応について御質問がございました。

町長の答弁の前に、これまでの経緯について私から答弁させていただきます。

これまでも平成26年第2回の定例会におけます山田議員から、また平成27年第1回定例会の岡本議員から一般質問で御答弁させていただいておりますが、美佐野地区の一団の町有地につきましては、かつてゴルフ場開発の許可がなされ、また開発されようとした用地であり、現在は遊休地であることから、県を通じて活用検討候補地として情報提供しているところでございます。

一方、J R 東海は国の工事着工認可を受けまして、地元の住民や地権者などの関係者に対しまして工事に係る説明会を順次行っております。その一連の中で、地元の住民や地権者等の中で検討や協議がなされまして、リニア中央新幹線事業に係る建設発生土の活用検討候補地に手を挙げていきたいとの意向を示されたところでございます。現在は、建設発生土の活用につきましては岐阜県を窓口にしてJ R 東海に情報提供をするという手続になっておりますことから、県の建設発生土活用連絡調整会議を経て建設発生土活用検討候補地に御嵩町地内から新たに1カ所、これは先ほどの住民の皆さん方の民間の土地として追加で情報提供されたところでございます。今後は、町有地を含めまして、新たな御嵩町の民間の土地についてもJ R 東海によって環境に係る調査が実施され、リニアの建設発生土の活用する候補地となるかどうかを検討されるところでございます。

また、議員の質問にございましたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会によるJ R 東海本社への要望活動についてですが、これまでも毎年期成同盟会の定期総会を開催され、その決議に基づいた項目を要望してきているところでございます。

今回は、特に工事着工に向けましてJ R 東海がこの御嵩の地域で説明会を開催されるようになってきた時期を捉えまして、沿線自治体として県知事や関係自治体の市長とともに要望活動に初めて参加させていただいたところでございます。御嵩町長は、J R 東海の社長初めJ R 東海の幹部と面談をさせていただいたところでございます。

これからも、地域の実情などJ R 東海に対して言うべきことは機会を捉えて要望活動していきたいと考えています。

以上、これまでの経緯につきまして御答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

私のほうからは、リニア中央新幹線に係る建設発生土についての現段階での考え方とか、そういう部分について答弁をさせていただきます。

谷口議員も、私もですが、押山の土地を御嵩町有地にするためにかなり頭を悩ませて議員として頑張ってきたという立場であります。この中には、そうした現実を御存じない議員さんもお見えになりますので、その辺、我々はなぜそこまでこだわるのかということについてもお話をしたいと思います。

これまでの要望活動や情報提供というのは、今、葛西参事のほうから説明をさせたとおりであります。その歴史的経緯について、我々といいますか、当時議員の者がこだわらなければいけない、またこだわっている議員がいる、私も議員としてこだわっているというのは、もともとは御嵩町の土地ではなく買ったという土地であるからであります。ゴルフ場開発のいわゆるデベロッパーが買い取ったものを、会社が倒産するというような状況に陥って、税等の関係で御嵩町が買い取ったということがあります。

押山地区の町有地については、ゴルフ場が計画され、これが頓挫したということでもあります。特別土地保有税というのは、ああした大きな開発をするときには税は収入があってから出さないということで、開発期間中は税は支払わなくてもいいと。それを年々合算して行って、最終的に精算をするというような話ではありますが、結果的にそのまま滞納状態になりました。土地鑑定などの金額、御嵩町側ではじき出したものと先方との比較をし、金額が1億1,086万2,000円という額が出ました。これに対して、特別土地保有税が1億887万2,000円という数字が出て、ほぼ同額となりました。この土地を買い取りすることによって収入が上がるわけですのでほぼ交換というような形ではありますが、法的には御嵩町が買い取り、その上で収入の部分として業者は税を払うという形をとらざるを得なかったといいますか、法的に全てかなうように処理するにはその方法しかなかったと。お互いの信頼関係がそこにあったと、片方がお金を出し、片方が得るわけですので、得たまま放置されれば御嵩町は何も得ることがない、税も取りっぱぐれるという状況であったわけですが、その点に懸念を持った方はたくさんお見えになりますけれど、約束どおり履行をしていただいたということになります。したがって、法的には全て手続はクリアしている状態であります。

議会には平成18年補正予算（第4号）として平成19年3月8日に上程され、同3月14日に賛成多数で可決をされております。議会のシステムが今ちょっと狂っている部分があるんですけど

れど、その際反対討論から始めるわけでありまして、反対討論は唯一当時の鈴木元八議員がされました。賛成討論がお1人あり、議長が当時私でありましたので、反対討論を促しましたがございませんでしたので、結果的には反対者はその1人であったと推察ができます。今の議会は賛成か反対か明確に議会だよりに載せられますが、当時は多数か少数かで決まっておりましたので、数を見るにはビデオを見るしかないというふうに思います。そこまでしなくても、議案としては通過しているというのは事実であります。そのときに採決に参加したのは、谷口議員と大沢議員と岡本議員であります。私は議長でしたので採決には参加をしておりませんが、少なくともこういう処理をすべきだということ、随分柳川前町長には申し上げてきたという立場でありますので、現段階でも谷口議員とほぼ同じ立場であります。谷口議員も、ちなみに先頭切って賛成討論をしておられる、これも議事録に残っております。

当時、どんな場合でもありますけれど、土地を購入するわけですので、取得する場合にはその目的を明確にしなければいけない。柳川町長の提案があつて初めて可決に至ったわけでありまして、その質問の答弁、一部抜粋して紹介をいたします。これは挨拶というか施政方針の中で述べておられます。

この土地は、所在地といたしましては中央高速自動車道の土岐インターチェンジに近く、アクセスがよいため、研究開発拠点あるいは工業団地として御嵩町の将来にとりまして有効に活用できないか、その可能性について既に県と話し合いを始めたところであります。この周辺の土地の地権者あるいは地元の住民らと十分に話し合つてベストの利用案を考えるべきと考えているところでありますと述べておられます。

そして、これは反対の意見が出たときの答弁として、かなり初期の段階から地権者のグループから、皆さんも御存じのとおり、皆さんとは議員の皆さんであります、要望書が出ています。何とか町のほうで、この計画が頓挫してもばらばらにならんように何か有効的にこの土地を使うような計画を立ててくれと。それはそうでしょうな、地権者としては。それも厳然としていまだにあるわけであります。そこで、もう既に2年ぐらい前から、トヨタのある幹部の方にお願ひするというか、向こうのほうからこんな話はどうだと。そんないい話、ぜひとも願ひしますとって調査団が来られたという報告をしておられます。

これらの答弁で、その方向性が示されたわけでありまして。土地の方向性が示された結果、議会は賛成をし、つまり議会が賛成したということは法的にも拘束したということでありまして。1億1,000万の支出をするわけですので、これは町民のお金であります。これを予算上認めるということは、議員の議会の責任として可決をしたということは、法的にも拘束されている状態であると私は考えますし、議員の皆さんであったならそう考えられるのが当然のことだと思います。こうした説明がもしなかったら、ただ単に誰が入手するかわからないような土地だけか

ら自分で買っておくんだというような説明であつたら、多分議会は否決していたと考えられます。そして、地元地権者との約束もいまだに厳然と生きております。

今回、また要望がありましたので2件目ということで報告・情報の提供をいたしましたけれど、やはり同じ考え方を持っておられるということでもあります。その際の地元の方々の思いというのは、町有地との一体の利活用を考えてほしいというのが地元のお考えであります。

次に、11月25日のJ R東海本社での協議について御説明を申し上げます。

先ほど葛西参事は初めて参加したという説明を申し上げましたが、これまでこの要望活動というのは、岐阜県駅周辺の活性化であるとか、そこへ至るアクセスなどがテーマでありまして、結果的には東濃5市が基本となり回を重ねてこられました。そういう意味で、初めて御嵩町が声をかけていただいて出席をすることができたと。私のほうから強行にアプローチしたわけはありませんが、これはいい意味での、御嵩町の話も聞こうじゃないかという態勢ができつつあったところかなあという感想は持っております。

リニア建設時の発生土の利用については、先ほど長々と説明したとおり、その方針は変わっておりません。既に官民ともに手を挙げている状態でありますので、どちらかといえばボールはJ R側にあるという状況であります。そして今回の要望は、これまで水面下でお伝えしてきた亜炭廃坑への充填を前提とした建設発生土の利活用をテーブルの上ののせていただく要望をしたということでもあります。具体的には、その可能性の研究をJ R、県、町で検討する場をつくっていただきたいという要望であります。

その答えとして、J R側は、課題は多いが検討している、もう少し進めればと考えていますということでありました。そして県は、リニアの工事をおかみ合わせてその知恵を出していきたいという古田知事の言葉であります。私が得ました感触は、J R側は既にかなり多くの情報を集めておられる、御嵩町の亜炭廃坑に対しどのような土がいいのかということまで調べておられました。そういう意味では、腰が引けた状態ではないという感触を得ました。県は、これも既に予算確保の研究に入っておられるという感触を受けました。そういう意味では、時間は経過していきますけれど、これまで待ったかがあったなあ、いよいよテーブルの上ののってきたなあというのが今回の私の感想であります。

押山の利活用とあわせまして亜炭廃坑への利活用ということで、この2つのボールをJ R側に投げるのができたと、現在その2つのボールをJ R側が持っておられる状態であります。あとは、これから我々の働きかけであるとか、研究を通し、でき得れば押山の残土、いわゆる建設発生土の処理も含めてJ R東海とウイン・ウインの関係ができればというふうを考えております。

J R、県、町らが最終的には財源的にも経費がかかるわけでありますので、最終的には国も

その中に加わっていただけるようにしていかないと実現はしないであろうと考えております。それには、やはり信頼関係が必要であります。

今、リニア中央新幹線の通過する県、県が窓口でありますので、その中で少なくとも岐阜県は名古屋までの間の各県と比較しても最も進んでいるといたしますか、協議をしやすい状態ができてきているということで、その中でも比較的評価が高いのは御嵩町が評価が高いというのはお伺いしております。よそでは会議でも紛糾するようなこともあるみたいです。専門家のような方が来られて、環境問題等々も訴えられるという局面もあるようですが、御嵩町はそういう意味ではウイン・ウインの関係ができやすい土壌が現在のところはあると私は確信しておりますし、今後もその信頼関係を損ねないような町の姿勢をとっていきたくと。

これらに加えまして、節目節目で議会の皆さんにも、また町民にも報告をしていきたいと考えておりますので、ぜひ今後は全員協議会とかそういう場でも簡単に説明できるような立場になってくれば、これは相当進んでいるという状況がつくれているという証拠になるかと思っておりますので、変化が出てくることは望ましいという思いがありますので、議員の皆さんにもいろんな要望もあるでしょうから、そういうものも具体的に聞かせていただき、問題はクリアしつつ、当初の予定どおり、8年9カ月前に我々が責任を持って決めた用地取得を今これから生かせる状態にしていくということ、またそれによって信頼関係を構築しつつ地下充填にもリニアの建設発生土を使えるという状態、その両方を追い求めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

[12番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

葛西参事、ありがとうございました。

また、町長からも、特に押山の地域の問題につきましては、私どもと一緒に共同行動の中で、当時中央開発が破産、破産するというかそういう中で、土地保有税をいかに町として確保するかという非常に難題でありましたけれども、これは柳川町長時代に議会も協力して次につながる手を打とうというのが基本的な方向でありました。ただいま町長からようやく日の目を見る可能性が出てきたということで、非常に私もありがたいと思っております。

それと、新たに先般の会議の中で亜炭廃坑の充填にかかわる、いわゆる従来はキラを中心とした充填材でありましたけれども、既に御嵩町は建設残土を地下充填材として何とか利用できないかという実験も既に行われておる状況の中で、今後このリニア中央新幹線の工事進捗によってさらにその利用度が増してくれば、私どもは千載一遇のチャンスと、こういう見方をして、

この地域の安全性を確保というのは非常に大切であると同時に、もう1つはやはり建設残土、いわゆる建設発生土を有効利用するということは、もう1つは亜炭廃坑の地下充填の継続性をさらに担保できると。国に対しても、正々堂々と何とか事業継続を強くお願いできるという非常に大切な部分がございますので、ぜひとも今後県の動きを見ながら町長に頑張っていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の問題に移ります。

次の問題につきましては、これは急傾斜地の問題であります。

基本的な物の考え方として、まず前提として国や県の動き、その流れというものを私どもはやはり知る必要があるかなあと考えております。特に国土強靱化の基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する総合的かつ計画的な推進を図るために区域内の国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、またどんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも安全かつ元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げる、そのために県は岐阜県強靱化計画を発表し、詳細な事業・施策は本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年度の予算編成を通じてこれを具体化し、アクションプランを取りまとめております。なお、この計画期間というのは平成27年から平成31年度までの5年間です。

その計画の基本目標の中には、県民の生命の保護が最大限図られること、また県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること、これらのことが重点的に盛り込まれております。

私どもは、県がこのような推進方針を決めてきた背景には七・一五災害、いわゆる豪雨災害でありますけれども、こういう過去の激甚災害から得られた教訓というものを最大限に活用しながらそれに対応できるということを、特に県も県下区域内の市町村も当然その対応に迫られてきておる時期にあります。特に土砂災害につきましては、我が町では急傾斜地崩壊防止対策事業という名目の中で、平成13年の法改正の後、土砂災害防止法に基づいて平成19年、20年に県が基礎調査を行っております。そして、平成23年に地域指定をしております。

町内では急傾斜地崩壊対策工事として、過去7地区において工事が施工されております。これは、過去の急傾斜地対策事業というのは国庫補助による公共事業であったと思っておりますけれども、当時補助対象にならなかった箇所というのは、町内では平成26年度、現在では66カ所におたる危険箇所が存在しております。これは国の補助事業にはのらなかったけれども、今後県の補助を受けて県単事業としてさらに継続していく必要があります。

ところが、近年はこれが事業として中断されているというか、少し後退をしております。私は、このような避けて通れない大事な事業として、土砂災害に対する特に急傾斜地の地域に存する住民の方々の生活不安、そして安全確保という問題から、継続的にこの事業を進めて、強力に進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

この事業継続に対する意欲というものに対して、町長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

谷口議員の2点目の質問の答弁をさせていただきます。

まず、急傾斜地崩壊対策事業というのは、昭和44年8月に施行されました急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて区域指定や崩壊対策工事を実施するものであります。これには指定基準がございまして、基準に基づいて御嵩町でも区域の指定がしてあります。内訳を申し上げますと、土石流危険箇所58カ所、急傾斜地崩壊危険箇所、崖崩れですが、これが66カ所、地すべり3カ所、合計で127カ所。これは土砂災害ハザードマップに全て掲載をしております。

事業のいわゆるどこが主になるかということではありますが、事業主体について2つあります。

1つは、公共事業として実施されるものであります。これは事業主体は県ということになります。傾斜角度は同じ30度なんですけど、高さが10メートル以上、そして人家が10戸以上が対象になる、いわゆる危険とされる対象が10戸以上ということになります。事業の負担金は20%であります。ただ、公共施設や病院などがある場合には負担は10%ということに軽減されます。

県単事業と申しますのは、市町村が行います。人家が5戸以上であり、事業費は補助金として3分の2が充てられます。それで事業を展開するということになります。

では、本町の急傾斜地崩壊対策事業はどうなるかということではありますが、7カ所において平成元年から22年度まで進められております。公共事業分については、既に完了しているという解釈がなされております。ただ、公共事業分については1名の用地交渉が決裂しまして、1部未施工のまま事業が22年度に一応の整備済みとなっているという状態であります。

また、県単採択分の約140メートル、2ブロック分が未施工でございます。公共事業分と同時に実施設計を行いました。用地確保まで完了している状態です。しかしながら、土砂災害防止法の改正により、既にされている設計では補助対象となくなってしまうました。再設計が必要であります。この場合には町単独で負担をしなければならないということになり、また用地の確保もこれまでしてきた部分よりも面積が広がってくると考えられますが、これも県単事業の採択に向けてはネックになってくるかと思っております。しかしながら、県単事業に採択されるよう御嵩町としては最大限の努力をしていくということになります。

ただ、やはりこうした状況、目に見えて崩落等々も起きておりますので、ほかの自治体からも非常に数多く要望が出されていると、予算をつけてくれという要望が出されている。特に加

茂郡では多く存在しますので、そちらに予算をとられがちになっているというのが現状であります。

また、御嵩町では被害想定での件数の多い河川の改修、普通河川の改修も喫緊の課題となっておりますので、そちらも手を入れていかなければいけないという部分がございますので、御嵩町のいわゆる行政の能力として超えるものになってしまうという部分もございますので、その点については頑張るとしか言いようがございませんので、でき得る限りハード面の整備もしていきたいと考えております。

ただ、町民にはハザードマップなどについては丁寧に説明がしてあります。昨年ではありませんが、9月2日から10月20日までの期間に行政懇談会を行いました。これについてもこの場で説明をさせていただいたり、長岡地区や対象になったところにはそれぞれハザードマップができたときには説明に行っております。この事業実施がなされるまでは、これはハード整備でありますけれど、ソフト整備といいますか、ソフト関連で考えていかなければいけないというのが今の状況です。

災害はいつ発生するかわからないわけでありますので、住民の皆さんには既に危険性の実態を認識していただいていると思っておりますが、これからも回を重ねて危険性を御自分の背に背負っておられる山等々がどれだけ危険なのかということも認識をし続けていただくということが大切だと思いますし、行政の立場からいえば、例えば避難準備や災害が発生しやすいと考えられるときには避難準備や避難勧告を出しやすい環境を整えていきたい、いわゆるソフトで対応していきたいと、いかざるを得ないというのが現状であります。一番大切なことは、人的被害を出さないということであるかと思っておりますので、その点も含めてハード整備も大切ですし、ソフトの充実も必要だと思いますので、この両面作戦でいきたいと思っております。

時間がかかりますが、ハード整備のほうは放置しようというわけではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

〔12番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

確かに平成22年が一つの山であったと、それ以降については本当はやりたいけれどもできない実情というのは実は理解しております。ただ、実際、例えば長岡地区の急傾斜地崩壊防止事業、これも当時、当然国の補助メニューの中で継続してやっていただけるだろうということで行政も積極的に動いていただいておりますし、当時の用地の買収であるとか立木補償だとか、

こういうことも既に手をつけられた部分もあります。ところが、これが今日まで、それ以降進捗はしていないという実情が実はございます。

何とか、これは国の補助メニューまたは補助条件、また県単事業としても相当クリアしなきゃいけない難しい問題が横たわっておると思いますけれども、やはり今日のいわゆる災害防止の視点から、また住民の生命・財産を守るという一番大切な災害防止の観点からも、国も県も手を挙げてこの強靱化対策について、この5年間の動きというのは相当あるんじゃないかと。ですから、何とかこういう時期にぜひともこの事業の継続というものをすることによって、特に66カ所というのはかなりの数でありますし、それぞれに地域の住民の方は実はかなり豪雨の場合には心配されておりますし、いつ崩れるかわからないという危機感も持っておみえになりますので、やはり手のつけられる範囲から努力をしていただきたい、そういうふうに思います。

確かに、町長が御指摘されましたように町の財政能力を超えた部分というのはかなりございます。これはもう事実でありますし、ですからその事業着工に至るまでの中で、県や国との協議の中で、ソフト面でもまず再整備・再検討をしていただきながら今後の事業継続にぜひとも邁進をしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、谷口鈴男君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

議案の委員会付託

議長（大沢まり子君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されております議案第50号について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思っております。

それでは、議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第50号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、総務建設産業常任委員会はこの後開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は12月11日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前10時02分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員